

## 公用（用途）廃止について

### 1 基本的な考え方

法定外公共物（里道・水路）は、広く公共の目的に利用されるものであるため、原則廃止を前提と考えない。（廃止は行わない。）

ただし、現在及び将来とも公共の用に供する必要がないと市が判断した場合には公用（用途）廃止をすることができる。

#### 判断基準

- ① 代替施設の設置により存置の必要なくなった場合
- ② 現況が機能を喪失していて、将来とも機能回復する必要がない場合
- ③ 地域開発等により、存置する必要がない場合
- ④ その他市が行政財産として存置する必要がないと認められる場合

### 2 事前協議及び内部調整について

公用（用途）廃止の申請は、測量等を行うため、申請者に少なからず金銭的な負担がかかる。

このため、公用（用途）廃止申請前に申請者と協議の上、土木総務課及び土木維持課双方が現地を確認し、公用（用途）廃止に関する受付簿（別紙）を作成し、前述の各基準に当てはまるか判断する。（事前内部調整）

なお、どの案件についても自治会長及び利害関係人からの同意が得られ、公用（用途）廃止することにより将来的に不利益をこうむることがないか、また、公共物の歴史、現況、管理状況を確認し、その必要性を公正に判断するものとする。

### 3 申請書添付書類（詳細）

申請は、公用（用途）廃止申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて2部提出するものとする。

位置図（縮尺1／1000～1／500の地図）

案内図（代表的目的物から現地までの経路を示すもの）

平面図（縮尺1／250～1／500、建物の位置、公用（用途）廃止箇所及び付替箇所を明示したもの）

公図写（法務局備付けの公図に縮尺、方位、転写年月日及び転写した者の氏名を記入押印したもの）

申請地の求積図（縮尺1／250～1／500）

利害関係人の同意書

現況写真

普通河川（水路）については、普通河川土木工事申請書を要する

その他土木総務課が必要と認めるもの（自治会長の同意等）

平成18年3月13日

平成27年4月1日 改正